

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

### 1 水道事業等の現状と課題

水道は、約98%の普及率に達し、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠。一方で、施設の老朽化、耐震性の不足、人口減少による水需要の減少に伴う経営環境の悪化、人材の減少や高齢化など、深刻な課題に直面。これらは特に小規模な事業者で深刻。

### 2 水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方

新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保、運営に必要な人材の確保及び育成等により、水道の基盤の強化が必要。

その際、「適切な資産管理」、「広域連携の推進」、「官民連携の推進」の取組が重要。

### 3 関係者の責務及び役割

- 国 : 基本的かつ総合的な施策の策定及び推進。必要な技術的及び財政的な援助。
- 都道府県 : 広域連携の推進役。水道基盤強化計画の策定及び実施。
- 市町村 : 区域内における水道の基盤の強化に関する施策の策定及び実施。
- 水道事業者等 : 適正かつ能率的な事業運営及び基盤の強化。
- 民間事業者 : 水道事業者等と連携し、その基盤強化を支援。
- 住民等 : 将来にわたり持続可能とするため相応の財源が必要と理解し、地域の共有財産である水道の経営に自ら参画しているとの認識で関与。

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

水道事業者等は以下の取組が重要。また、国は引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行う。

### 1 水道の強靱化

- (1) 耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に法に基づく施設基準への適合を図る。
- (2) 事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定。  
自家発電設備等の資機材の整備や訓練の実施等、平時から災害対応体制を整備。
- (3) 災害時の他の水道事業者等との相互援助体制及び水道関係団体等との連携体制を構築。

### 2 安全な水道の確保

引き続き、水質基準を遵守し、水安全計画の策定及び同計画に基づく施策を推進。

### 3 適切な資産管理

- (1) 水道施設台帳(台帳)は、施設の維持管理及び計画的な更新、災害対応、広域連携等の各種取組の基礎。適切な作成及び保存、情報の更新作業を着実に実施。台帳の電子化等、長期的な資産管理を効率的に実施。
- (2) 点検等を通じ施設の状態を適切に把握し、必要な維持及び修繕。
- (3) 台帳のほか、維持及び修繕の結果等を活用し、アセットマネジメントを実施。中長期的な施設の更新に関する費用を含む収支の見通しを作成・公表。
- (4) 水需要や施設の更新需要等の長期的見通しを踏まえ、水の供給体制を適切な規模に見直し。

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定。その上で、概ね3年から5年ごとの適切な時期に検証及び必要に応じた見直し。
- (2) 収支の見通しの作成及び公表に当たって、住民等に対して、将来像を明らかにして情報提供。その際、各種前提条件の明確化、当該前提条件や施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と料金との関係性の提示。

国は、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な簡易水道事業者等、経営条件の厳しい水道事業者等に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助。

## 第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 事業運営に必要な人材を自ら確保。単独での人材の確保が難しい場合等には、広域連携や官民連携を活用。
- (2) 各種研修等を通じて、事業運営に必要な人材を育成。その際、適切かつ計画的な人員配置を実施。さらに、必要に応じ、水道関係団体や教育訓練機関による技術的な支援を活用。

国は、こうした水道事業等の取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助。

都道府県は、中核となる水道事業者等や民間事業者、水道関係団体等と連携しつつ、人材の育成に向けた取組のほか、必要に応じ人材の確保に向けた取組の実施が重要。

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第5 水道事業者等との連携等の推進に関する事項

都道府県は、以下の取組が重要。

- (1) 水道基盤強化計画は、区域全体の基盤の強化を図る観点から、水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における全体最適化の構想を描く観点から策定。
- (2) 区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、中核となる水道事業者等による他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援が重要。  
そのため、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の基盤を強化する取組を推進。
- (3) 広域的連携等推進協議会の組織等により、広域連携の推進に関する必要な協議を推進。

市町村は、都道府県による施策に協力。

水道事業者等は、広域的連携等推進協議会への参加も含め、都道府県に協力。必要に応じて官民連携の取組も活用しつつ、地域の实情に応じた広域連携を推進。

国は、引き続き、好事例の紹介等を通じたメリットのわかりやすい説明など、都道府県や水道事業者等に対して技術的な援助。その際、必要に応じ、水道事業者等の取組に対する財政的な援助。

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項(その1)

### 1 官民連携の推進

水道事業者等は、以下の取組が重要。

- (1) 基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、適切な形態の官民連携を実施。
- (2) 第三者委託及び水道施設運営等事業においては、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、適切な監視・監督に必要な体制の整備や訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施。

国は、引き続き、好事例、留意事項等の情報提供など、技術的な援助。その際、必要に応じて、水道事業者等の導入に向けた検討に対して財政的な援助。

### 2 水道関係者間における連携の深化

水道による安全かつ安定的な水の供給には、水道関係者における持続的かつ効果的な連携・協力体制の確保が不可欠。

その中でも、指定給水装置工事事業者は、自らの資質向上に努めつつ、水道事業者と密接に連携して、安全かつ安定的な水道水の供給確保が必要。

また、水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、流域における様々な主体が連携した取組が重要。

# 水道の基盤を強化するための基本的な方針の概要

## 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項(その2)

### 3 水道事業等に関する理解向上

水道事業者等は、住民等が水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、その意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識の醸成が重要。

また、国及び都道府県においても、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を通じて、国民の理解の増進、国民の意見の把握が重要。

### 4 技術開発、調査・研究の推進

水道事業者等による需要者のニーズに応えた技術的な課題や対応策の模索、民間事業者等によるニーズを的確にとらえた新たな技術の提案などにより、更なる技術開発の推進。

また、ICT等の先端技術を活用し、施設の運転、維持管理の最適化、計画的な更新や耐震化等の効果的かつ効率的な実施を可能とする技術開発が望まれる。

さらに、調査研究機関、大学等の高等教育機関や民間事業者等において、水道の基盤の強化に資する技術的課題や水道における様々な課題に対応する調査・研究の推進。

水道事業者等は、技術開発、調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、事業の運営の向上。

国は、技術開発及び調査・研究の推進、それらの成果を施策に反映するよう努めることが重要。